



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

北海道支部

もっと伝えたい。北海道の赤十字のこと。

赤十字ほっかいどう

特集

ウクライナ人道危機に対する 赤十字の取組み

contents

特集

ウクライナ人道危機に
対する赤十字の取組み

2~3

News & Topics

4~5

令和3年度活動資金使徒報告

6

わが町の赤十字奉仕団

表彰者名簿

7

information

8

※激戦地マリウポリから脱出した1,000人以上の避難者を
乗せたバスと自家用車を先導するICRC車両

ウクライナ 人道危機に対する 赤十字の取組み



地下鉄の駅に避難している人々に食料や必要物資を配付する赤十字ボランティア
©Maksym Trebukhov Ukrainian Red Cross

避難民数 **1,500万人以上**

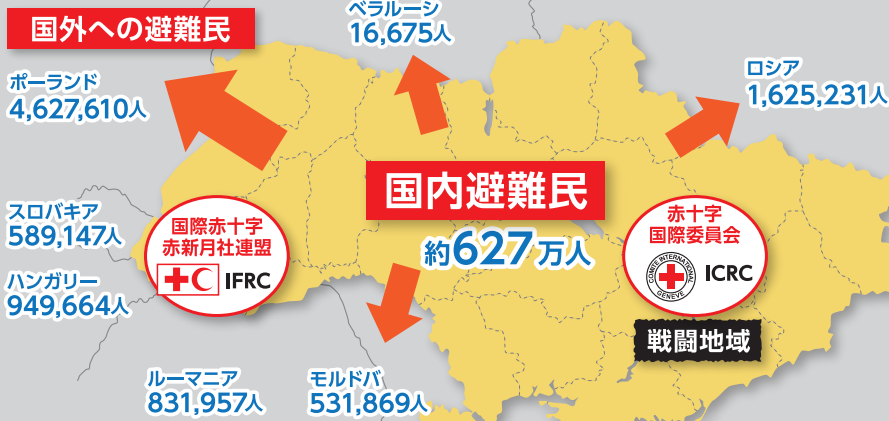
国内避難民627万人・国外への避難民910万人

※国内避難民数(7/8時点) 出典:IOM ※国外避難民数(7/12時点) 出典:UNHCR

2月24日以降、ウクライナ各地で激化した戦闘により、ウクライナ国内および近隣諸国における人道状況が悪化しました。ウクライナ国内では子どもを含む多数の市民の死傷者が発生しており、多くの市民が不安と緊張の中で過ごし、生活に不可欠なインフラにも被害が出ています。また、紛争の被害を恐れ、多くの人びとが、周辺国に避難しています。



子どもにプレゼントを渡すボランティア
©ポーランド赤十字社



チャイルドフレンドリースペースで遊ぶ子どもたちとスロバキア赤十字ボランティア
©IFRC Marco Kokik



ウクライナから避難してきた人に保健医療支援を実施提供するハンガリー赤十字社ボランティア
©Tamara Vukov



ウクライナから避難してきた人々に国境沿いで食料や衛生物資等を配付する赤十字ボランティア
©ルーマニア赤十字社

今こそ 知ろう! 国際人道法

ウクライナ人道危機に際し、報道などで「国際人道法」という言葉を耳にした方も多いと思います。国際人道法は、戦争や紛争による苦しみを軽減し、人間の尊厳を守るために定められた戦時のルールの総称で、代表的なものにジュネーブ条約があります。

ジュネーブ条約は、世界196の国が加盟している世界で最も多くの国が参加する国際規範であり、ジュネーブ条約のもと赤十字は人間のいのちと健康、尊厳を守るため、「公平」の原則、「中立」の原則を維持して救護活動を行っています。

国際人道法のルール

1. 傷病者は敵味方の区別なく救護する

戦場で傷ついた負傷者や病人を救護するために医療活動を行う人や施設を攻撃の対象にしてはいけません。

2. 一般市民を攻撃してはいけない(住宅、民間施設等も同様)

戦闘員と一般市民、軍用物と民用物を区別し、無差別な攻撃はもちろん、危険なエネルギーを内蔵するもの(原発、ダム、堤防等)、一般住民の生存に不可欠なもの(食糧生産のための農業地域、作物等)、文化財や歴史的遺産の破壊も禁じられています。

3. 捕虜・抑留者は人道的に扱う

捕虜・抑留者の衛生・医療上の配慮、労働条件、居住環境、家族との通信、送還など広範な抑留条件を規定し、差別のない人道的な待遇が義務づけられています。

4. 非人道的武器は使用しない

紛争が終わった後も影響が残る対人地雷やクラスター弾、失明をもたらすレーザー兵器、無差別大量破壊をもたらす核兵器等は規制されています。

ウクライナ及び周辺国への避難民に対する赤十字の支援

ウクライナにおける紛争被害者のニーズに対応するため、国際赤十字・赤新月運動全体（赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国赤十字・赤新月社）は一丸となり、戦闘地域での救護活動、国内避難民や周辺諸国に避難した難民への医療支援や食料・生活用品の配付、離ればなれになった家族の通信・再会の支援などを行っています。



モルドバ：連盟倉庫で救援物資を確認する河合係長（大阪赤十字病院所属）

ウクライナ人道危機に対する赤十字の主な活動実績(2022年2月～5月)

ウクライナ国内

ウクライナ周辺及び危機の影響を受ける地域

<< 物資等の救援 >>

救護所への受け入れ 水・食料・毛布などの救援物資の配付	5万人 207万人	食料・水・毛布などの救援物資や生活必需品の配付、避難民救護所での支援等	3,617,664人
--------------------------------	--------------	-------------------------------------	------------

<< 生活場所の確保 >>

一時避難所の提供 家屋の修繕支援	49万人 5,300人	住宅再建、避難所、一時的な宿泊施設提供等の支援	647,257人
---------------------	----------------	-------------------------	----------

<< 給水・衛生および衛生促進(WASH) >>

安全な水の調達手段の確保 衛生キットの配付	920万人 107,950人	安全な水の調達手段の確保、衛生キットの配付	920万人以上
--------------------------	-------------------	-----------------------	---------

<< 現金給付 >>

生活支援金の給付	106,100人 (約11億5,000万円)	生活必需品や賃貸、保健医療、避難所など家計を支援するための生活支援金の給付	204,229人(約23億8,000万円)
----------	---------------------------	---------------------------------------	-----------------------

<< 医療等の提供 >>

救急法（応急手当）の指導 心理社会的支援（こころのケア） 医療サービスを受ける手段の確保 医療施設への医療機器の提供	52,750人 31,951人 3,650人 40施設	メンタルヘルスと心理社会的支援（こころのケア）、救急法（応急処置）指導、障がい者支援、医師の紹介等	355,705人
---	--------------------------------------	---	----------

<< 安全な避難 >>

移動・避難支援、救護所の設置	10施設・220,500人	救護所での総合的人道支援、移動・避難の支援	546,017人
----------------	---------------	-----------------------	----------

<< 安全確保と保護／避難民へのケア >>

安全な避難経路へのアクセス確保 収容所に拘束された人々などへの支援 親族の住所等の情報提供 地雷知識などの危険回避教育	10,000人 5,000人 1,615世帯 1,296人	離散家族支援、チャイルドフレンドリースペース（遊び場）の設置、子ども・同伴者のいない女性等ジェンダーに基づく暴力リスクに対処するための保護（PGI）支援	119,529人
--	--	--	----------

日本赤十字社の対応

- 「ウクライナ人道危機救援金」の募集：令和4年3月2日～令和5年3月31日（予定）
- 国際赤十字への資金拠出：計**50億2000万円**（ICRC・連盟に半々）※令和4年8月5日時点
- 人的貢献：臨床心理士、放射線技師、薬剤師、調整員等
- 広報：赤十字の7原則や国際人道法の普及

資金拠出先	支援要請額(対象期間(予定))	主な使いみち
赤十字国際委員会(ICRC) (主にウクライナ国内の紛争地域を対象に支援) 送金済金額25億1,000万円	3億スイスフラン (約405億円) (2022年12月末迄)	<ul style="list-style-type: none"> 紛争犠牲者支援(避難民/負傷者/被拘束者含む)、民間人の保護 飲料水、食料、医薬品などの物資の提供 家屋やインフラの修復、こころのケア、安否調査 国際人道法の普及や地雷・不発弾のリスクの啓発、遺体の取り扱い等
国際赤十字・赤新月社連盟 (主にウクライナ国内及び周辺国を対象に支援) 送金済金額25億1,000万円	5.5億スイスフラン (約742億円) (2024年2月末迄)	<ul style="list-style-type: none"> 国際支援の調整、現地及び周辺国赤十字社の活動の支援 ウクライナから避難された方の受入支援、避難所の提供 現金、救援物資の配付・情報提供(携帯電話SIMカード等を含む) 医療支援、こころのケア等

知っていますか？赤十字マークの意味

赤十字マーク（赤十字標章）は、戦争や紛争時に、負傷者を救護する人や施設等を保護するために表示するもので、ジュネーブ条約において、このマークを掲げている救護員や病院等は、絶対に攻撃をしてはならないと定められています。

赤十字マークは、戦争や紛争などで傷ついた人びとと、その人たちを救護する軍の衛生部隊や赤十字の救護員・施設等を保護するためのマークです。平時においても、赤十字社の建物や車両、働く人等については、赤十字マークの表示が認められていますが、その使用についてはジュネーブ条約や国内法によって厳しく制限されています。



戦争にもルールがある

国際人道法は、戦争がもたらす不必要な犠牲や損害を防止するためのルールです。戦争は起きてはならないものですが、残念ながら、現実には戦争や紛争は世界各地で起こっており、傷つく人々がいます。そのような現実の中で、犠牲者の苦痛を少しでも軽減するために国際人道法が必要なのです。これまで経験してきた過去の多くの戦争の惨状を繰り返さないために、国際人道法は発展してきました。

「戦争にもルールがある」という共通認識を、戦争当事者を含む社会一般に広めていくことも、赤十字の大切な使命です。

赤十字と国際人道法

<https://www.jrc.or.jp/about/humanity/>



青少年赤十字創設100周年 ～未来を担う子どもたちのところを育む～



未来の
あなたへ、
やさしさを。

時代の変化に応じて、
自分たち一人ひとりが
「気づき」「考え」「実行」し、
これからの未来をつくり上げていく

日本赤十字社の青少年赤十字事業(Junior Red Cross、以下「JRC」という)は、今年5月5日に創設100周年を迎えました。

各国の赤十字社が取り組むJRCは、学校と連携しながら、子どもたちの中にある思いやりのところを育む事業です。

JRCは、第1次世界大戦時にカナダやアメリカ、オーストラリア等の子どもたちが赤十字社に依頼して、ヨーロッパで被害にあった子どもや兵士たちへの慰問品集めや包帯づくりなどの奉仕活動を行ったことがきっかけとなり誕生しました。

第1次大戦終結後、赤十字社連盟(後の国際赤十字・赤新月社連盟)は、平時から子どもたちに赤十字の理念である「人道」の精神を伝えることで、いつの日か戦争のない世界を実現したいとの願いを込め、各国赤十字社に「少年赤十字」の結成を勧告したのです。

これを受け、日本赤十字社は1922(大正11)年5月5日、その趣旨を全国支部に通知し、滋賀県で誕生した守山小学校少年赤十字団が、日本で最初のJRCとされています。

「困った人、苦しむ人を見たら何かしてあげたい」という誰の心のところの中にもある気持ちを自ら進んで行動に移せるよう、JRCは健康増進や国際親善の実践を通して、未来を担う子どもたちを育んできました。

北海道内においても、令和4年9月1日現在、390校の幼・保、小、中、高校がJRCに加盟し、様々な取り組みを行っています。

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学校教育の現場は従来の行事の見直しを迫られるなど、大きな影響を受けています。

北海道内においても、JRCの特徴的なプログラムである「トレーニング・センター」をはじめ、「スタディー・センター」など、開催予定であったプログラムは令和2年度、3年度の2年間はほぼ中止となりましたが、加盟校に対する防災教育へのサポートおよび青少年赤十字の一層の普及促進に資する「赤十字出前講座」を、感染状況を注視しつつ実施したほか、全道のJRC加盟校の児童・生徒がみんなで1つのカレンダーを作ることを通して「やさしさ」や「思いやり」について考える「JRCカレンダープロジェクト」を実施するなど、コロナ禍を見据えた事業展開をしてきました。

この度、創設100周年の節目を迎えましたが、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめウクライナにおける紛争など、人のいのちと尊厳が脅かされる人道危機が立て続けに生じている今日、未来を担う子どもたちのところを育むJRCの果たす役割は非常に大きいと思われるので、今後ともより一層JRCの普及に努めていきます。



〈青少年赤十字創設100周年の取組についてはこちら〉

<https://www.jrc.or.jp/volunteer-and-youth/youth/news/information/jrc100th.html>

青少年赤十字トレーニング・センター開催（道東会場）



8月3日(水)北見市で青少年赤十字トレーニング・センター(以下「トレセン」という)を開催しました。このトレセンは、例年、道内4会場(道中央会場、道南会場、道北会場、道東会場)で開催しているもので、令和2年度、3年度の2年間は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止していましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染対策を講じたうえで、3年ぶりとなるトレセンを道東会場で開催しました。

道東会場のテーマは、『共に学び合い、支え合う道東トレセン』で、集団の中で自ら進んで行動する自主性(リーダーシップ)と相手を思いやるこころを育むことを目的に、当日は、小・中・高校生のメンバー、引率、スタッフ合わせて34名が根室市、帯広市等の道東地区から集まりました。

「赤十字について」などの講義を行ったあと、メンバーは各ホームルーム(グループ)に分かれ、メインとなる『フィールドワーク』に臨みました。このフィールドワークは、設定された5つの関門をホームルームごとに協力し合いながらクリアしていくもので、メンバーは小・中・高校生の混合となるホームルーム(グループ)ごとに、互いに協力しあいながら、積極的に各関門で出される課題に取り組みました。

参加した北海道帯広南商業高等学校3年井上紗耶さんからは、「赤十字の7原則など知らなかったことを学べたこと、また、フィールドワークを通して学んだことを実際に体験できたことが良かったです。特に協力し合うことで様々な問題をスムーズに解決できることを体感でき、協力の大切さを強く感じたので今後にかاشていきたいです。」また、根室市立北斗小学校5年井口凜太郎さんからは、「フィールドワークで楽しく学ぶことができました。『気づき、考え、行動する』は知っていましたが、なかなか実際にすることは難しかったけれども今日の経験を通して『気づき、考え、行動する』ことを具体的にできるよう頑張っていきたいです。」といった感想が聞かれました。



北海道帯広南商業高等学校
3年 井上 紗耶さん



根室市立北斗小学校
5年 井口 凜太郎さん

令和4年度各種安全法指導員養成講習の開催について

今年度の各種安全法指導員養成講習を、下記の日程で開催します。この指導員養成講習は、今後、各種安全法の指導・普及にご協力いただく『指導員』を養成するもので、検定合格者には各種安全法講習の指導員資格(日本赤十字社内資格)を付与いたします。ご興味のある方は下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

///// 令和4年度各種安全法の指導員養成講習開催日程 /////

	候補者研修	本講習(前期)	本講習(後期)	新任指導員研修
救急法指導員養成講習	令和4年11月5日(土) ～6日(日)	令和4年12月3日(土) ～5日(月)	令和4年12月17日(土) ～18日(日)	令和5年1月28日(土) ～29日(日)
水上安全法指導員講習		令和5年1月21日(土) ～22日(日)	令和5年 1月28日(土) ～29日(日)	令和5年2月18日(土) ～19日(日)
幼児安全法指導員養成講習	令和5年1月14日(土) ～15日(日)	令和5年2月10日(金) ～12日(日)	令和5年 2月25日(土) ～26日(日)	令和5年3月18日(土) ～19日(日)

- 会 場 救急法・幼児安全法/日本赤十字社北海道支部会議室(札幌市中央区北1条西5丁目)
水上安全法/平岸プール(札幌市豊平区平岸5条14丁目1)
- 受講資格 救 急 法: 救急員資格保有者
水上安全法: 救助員 I・II 資格保有者
幼児安全法: 支援員資格保有者 ※いずれの資格も有効期限内であること

令和3年度活動資金使途報告

－皆様のご協力に感謝申し上げます－



令和3年度は、皆さまから活動資金として**6億5,146万6,769円**のご協力をいただきました。ご協力いただいた活動資金をもとに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じつつ、災害救護活動や救急法等の普及、ボランティア活動の支援など、いのちと健康を守る活動を行うことができました。



令和3年度 活動トピックス

オンラインによる災害救護訓練

令和4年3月、北海道支部と道内赤十字病院救護班10個班をオンラインで結び、新型コロナウイルス感染症が完全に収束していない中での地震災害、他機関との協働を想定した避難所設営の事前課題に図上で取り組み、他の訓練参加者と意見交換を行うなど、感染症対策に特化した訓練を実施しました。

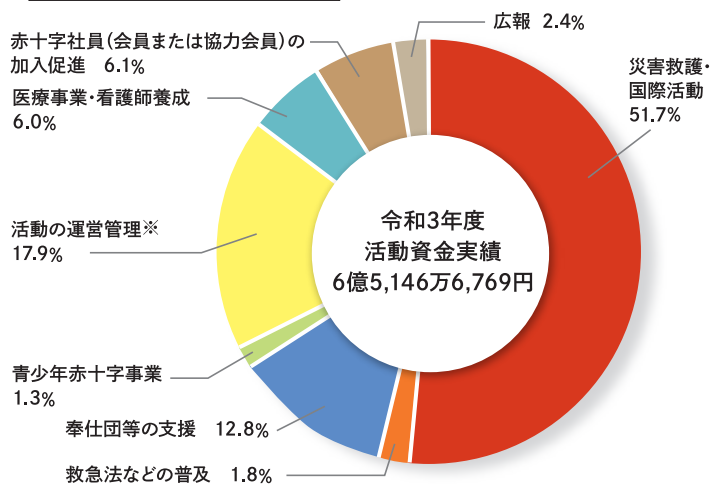


青少年赤十字出前講座の実施

新型コロナウイルスの影響により活動が制限されるなか、感染状況を注視しつつ、青少年赤十字加盟校に対する防災教育へのサポート並びに青少年赤十字の一層の普及促進として、「赤十字出前講座」を実施しました。



令和3年度活動資金実績



赤十字はボランティアが中心となって活動していますが、事業が円滑に進むよう専任の職員がボランティアとの調整や救援物資・資材の調達、訓練や講習会などをはじめとする事業の企画・立案・調整・報告などを行っています。運営管理費にはこれら職員の人件費を含め、社屋の維持管理費・諸税などが含まれています。

わが町の 赤十字奉仕団

地域に根ざしたさまざまな活動を行う北海道の赤十字奉仕団。その中からいくつかの奉仕団の取組みを毎号紹介しています。

北海道健康生活支援赤十字奉仕団

我が奉仕団は、健康生活支援講習の初の奉仕団として本年4月1日に誕生したばかりの小さな奉仕団です。

私どもの奉仕団を紹介掲載していただけることに感謝いたします。

健康生活支援講習は、健康的な生活を送ることの知識・技術を支援し、その活動を啓蒙することにあります。

近年様々な災害やコロナ禍を経験し、心身ともに健康的な生活を送ることの大切さを改めて知ることになりました。

また、我が国は世界的に類を見ない超高齢化社会となり、厚生労働省が推進する「地域包括ケアシステム」が強く求められるようになりました。

人々が住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることが出来るよう、自治体、地域住民をはじめとする多様な主体の参画が必要とされている今日、その活動の一端でも担えることが出来れば…

と、そんな思いを長年重ね、ようやく結成を見ることが出来ました。

設立したばかりの奉仕団のため活動前例が無く、すべてが初めてで、さらにコロナ禍という状況下のなかでの暗中模索のスタートですが、過日栗山町で開催された「地域包括ケアサロン」に参加させていただいたり、災害時講習、地域で支える認知症などの短期講習を開催したり、できるところから始めています。

今後も、養成講習はもとより、介護の基礎知識やシニアの健康体操、知って便利な介護の着替えと清拭等の短期講習、活動要請等、団員皆で協力し合いながら様々なニーズにこたえられるよう努めてまいりますとともに、地元の札幌市民をはじめ、道民の健康生活のために、関係団体や道民から広く認知される団体を目指して、地域包括ケアの多種多様な活動を推進していく決意です。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 森木 佐智子



結団式の様子



健康生活支援講習の指導

たくさんのご協力ありがとうございました

活動資金にご協力いただき、表彰された方々をご紹介します。(敬称略)令和4年3月~令和4年6月表彰伝達分

金色有功章

札幌市 白田 裕二
小樽市 土田 壽々子
釧路市 株式会社釧路宇部
釧路市 阿寒バス株式会社
新ひだか町 有限会社 静内タイヤ工業所
支 部 江藤 敏子
支 部 新弘設備工業株式会社
支 部 三津橋産業株式会社

銀色有功章

札幌市 鈴木 桐花
札幌市 中西 悟
札幌市 丸岩 都記子
札幌市 阪本 一斗
札幌市 池田 和雄
札幌市 辻 弘範
釧路市 阿寒共立土建株式会社
釧路市 釧路タグボート株式会社
森 町 尾白内町内会

社長感謝状

札幌市 アイビック食品株式会社
代表取締役 牧野利春
札幌市 陸上自衛隊真駒内駐屯地隊員有志一同
函館市 今 千尋
北見市 大槻理化学株式会社
北見市 北一食品株式会社
支 部 江藤 敏子
支 部 公益財団法人ノーライゼーション住宅財団
支 部 三共電気工業株式会社

赤十字看護専門学校・看護大学 令和5年度入学試験について

赤十字では、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、臨床現場だけではなく、災害救護や国際救援等、国内外で活躍できる看護師を養成しており、道内には伊達、浦河に看護専門学校が、北見には看護大学があります。

令和5年度入学試験（一般入試）の日程は以下のとおりです。入試に関する詳細は、各校ホームページ、またはお電話にてご確認ください。

■浦河赤十字看護専門学校一般入試日程

区分	期日	
前期	出願期間	令和4年11月28日(月)～令和5年1月6日(金)
	試験日程	学科:令和5年1月12日(木) 面接:令和5年1月20日(金) 学科合格者のみ
	試験会場	学科:浦河・札幌 / 面接:浦河
	合格発表	令和5年1月20日(金)
後期	出願期間	令和5年1月30日(月)～2月24日(金)
	試験日程	学科:令和5年3月8日(水) 面接:令和5年3月15日(水) 学科合格者のみ
	試験会場	学科:札幌 / 面接:浦河
	合格発表	令和5年3月15日(水)
連絡先 ホームページ	浦河郡浦河町東町ちのみ1-3-39 電話:0146-22-1311 ホームページ:https://urakan.jrc.or.jp	

■日本赤十字北海道看護大学一般型選抜日程

区分	期日
出願期間	令和5年1月6日(金)～1月20日(金)
試験日程	令和5年2月3日(金)
試験会場	北見、釧路、旭川、札幌、東京
合格発表	令和5年2月14日(火)
連絡先 ホームページ	北見市曙町664番地1 電話:0157-66-3311 ホームページ:https://rchkokkaido-cn.ac.jp

- ・看護大学には大学入学共通テスト利用選抜方式もあります。
- ・各校とも、各種推薦入試、社会人対象入試が用意されています。
- ※伊達赤十字看護専門学校は、令和3年度入試をもって学生の募集を停止しております。



「救いたい」

という思いを次世代へ

あなたの思いを赤十字に託す、
未来を赤十字に繋ぐ

～遺贈・相続財産からのご寄付について～

日本赤十字社北海道支部は近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、北海道をはじめ国内外で130年以上にわたり人道支援活動を行っています。

お問い合わせ
遺贈・相続財産寄付担当 TEL.011-231-7126
(平日9:00～17:30)

日本赤十字社北海道支部への遺贈・相続財産寄付にご理解ください。ご希望の方にはパンフレットをお送りします



発行元



札幌市中央区北1条西5丁目 TEL:011-231-7126

発行日 令和4年10月20日

公式facebook・Instagramで情報発信中!



日赤北海道



https://www.jrc.or.jp/chapter/hokkaido/



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人に見やすく読みまちがえにくいデザインの文字を採用しています。